

台湾出兵と軍医

日向玲理

はじめに

明治七年の台湾出兵に関する研究は、これまで様々な角度から研究がなされ、多くの優れた研究が蓄積されている。^①

先行研究のなかで積み残されている課題があるとすれば、筆者は台湾出兵を医療・衛生の視点から捉えることに考えている。植民地史研究や医療・衛生史研究における主たる関心は、日本の台湾統治以降の歴史に向いていると概言できる。その理由の一つには、近代西洋医学が「帝国のツール」として帝国の拡張とともに、各統治地域で実践されたという「帝国主義」あるいは「植民地主義」の性質を孕んでいた点がある。^② それゆえ、多くの研究者が植民地領有後のいわば「帝国化」後の歴史に着目してきたのである。

たしかにその説明が重要なものはいくつまでもないが、「帝国化」後の分析ではたして十分といえるのだろうか。筆者は「帝国化」の前後を検討しなければならぬという考えから、①明治日本が「帝国のツール」を学ぶ端緒とその実践はいつに見出せるのか、②それが台湾出兵にあると

仮定して、そこで行われた医療・衛生という行為の背景にある行動理念は何であったのか、③このような側面から検討される台湾出兵の意義と何か、という問いを立てたい。これらの問いは、先行研究において、十分に答えられていないように思う。

本稿では主として、国立公文書館所蔵の「処蕃書類」、陸軍軍医として台湾出兵に関わった落合泰蔵の『征蛮医誌』^④などを史料に用いる。後者は若干の説明が必要であろう。^⑤ 明治二〇年五月一〇日付で陸軍軍医学会会員の足立寛が著した序文にあたる記事をみてみよう。それによれば、落合が出兵における「医事」を「編纂」し「征蛮医誌」と名づけ、当時の軍医本部長に提出したものであった。ただその後は久しく「文庫」に所蔵されていた。本書は、そもそも「海外ノ紀事」を収集するごとく自体が「至難」であり、まして台湾出兵の「当時我医政未タ備ハラ」ないうえに、「疫癘」の流行のなかで「軍医頓ニ乏ヲ告ケ一身ヲ以テ数人ヲ兼ね」るような状況で作成された。「戦時軍医ノ紀事」の「嚆矢」と称されるものであった。

この価値に気づいたのが、陸軍省医務局第二課長を務めていた足立であった。足立は「庫中」で本書に接し「頗ル我軍医ニ裨益」するものと考え、陸軍軍医学会幹事に相談のうえ、陸軍軍医の橋本綱常の許可を得て印刷し「会員諸氏」に頒布したのである。なお、落合によると、出兵中は「鉛筆と手簿」を携帯し「躬行実験」したことや同僚から「時局ノ情状等」を「聴取筆記」していた。⁶⁾

一 出兵準備 ―「恩恵」と「兵威」の論理―

明治七年二月六日の閣議で台湾への派兵が決定された。周知のとおり、その前後で台湾出兵に向けた様々な議論がなされている。まずは、三月一三日付で外務省雇米国人C・W・ル・ジャンドル（四月五日に蕃地事務局准二等出仕、台湾島民の懐服と清国地方官および各国領事との応接を所掌）が大隈重信参議に宛てた「覚書第二二号」に着目してみたい。⁷⁾ 覚書の冒頭によれば、明治政府がとるべき「最良ノ方法」を陳述したものであった。その要旨は「総テ土人ヲ開化」させ、平定後に「其土人」と「日本政府」との間に「有益」な関係を築くこと、現地の清国人をはじめ諸外国人の「妬猜ノ念」を惹起し「我処為」への妨害を防ぐことと概言できる。注目すべきは、「遠征ノ真ノ眼目」が「土人ノ所轄タルヲルモサ島ノ一部ヲ日本ニ併ハス」ことにあるのを巧妙に潜ませながら、「其表向ノ眼目」は「唯僅カニ「ブータン」人ノ罪ヲ問ヒ後來更ニ其悪業ヲ行フヲ防制」するためだと語った部分であろう。

さらに、日本兵が駐留するのは、台湾の「靖寧」のためという理由を

「公告」し、それが「全世界ノ資益」となるという論理であった。「土人」に「利益アル労働工業ノ道」を開き、「相当ノ開化」を授け、さらに領有後（「右島ヲ併ハセタル後」）に「其人種ニ適シタル政法」を設けるべきことを述べた。たとえ、覚書の実現可能性は低かったとしても、大隈らに巧妙な手法を学ばせた点は見逃せない。

台湾派兵の閣議決定を承けて、三月末頃に陸軍省は、派兵方針を「議決」した。⁸⁾ 筆者は「生蕃御進討ニ付仕組書」のなかで「海陸軍共二定額ノ外軍医十人」を増員させるとした点に注目している。それは当初から「此ノ役」が「疾病ヲ受ル等ノ者多カルベシ」と想定されていたからである。⁹⁾ また、「殖民兵臨時徵募ノ主意」では、平定後に占有地（「各其占ル所ノ地」）に「小分営」を築き「永居ノ計」を盛り込んでいることから、出兵前の段階では「永居」を目論んでいたことをうかがわせる。

さて、四月初旬には陣容が整えられた。四日、陸軍中将西郷従道が台湾蕃地事務局都督に任命され、都督に隷属するかたちで陸軍二等軍医正桑田衡平が病院医長兼予備医長となった。¹⁰⁾ 翌五日、台湾蕃地事務局が設置され、大隈が台湾蕃地事務局長官に、陸軍少将谷干城と海軍少将赤松則良が台湾蕃地事務参軍にそれぞれ任命された。

同五日に西郷に出された「特諭」では、「彼野蛮ヲ化」し、「我良民ヲ安スル」ことを出兵目的とし、あわせて出征軍人が遵守すべき「條款」が示された。小稿に関わるものを挙げれば、次のとおりである。

第一款 第一着眼トスヘキハ土人ノ服従セル者ハ専ラ恩恵ヲ以テ之ヲ懷ケ綏スルニアリト雖モ若シ抗敵シ服セサルニ於テハ兵威

ヲ以テ之ヲ制圧スヘキ事

第二款 鎮定後ハ漸次ニ土人ヲ誘導開化セシメ竟ニ其土人ト日本政府トノ間ニ有益ノ事業ヲ興起セシムルヲ以テ目的トナスヘシ但シ此場合ニ於テハ支那政府トノ關係及ヒ後來ノ利害等ヲ詳明ニシ上奏シテ命ヲ乞ヘキ事

第三款 彼ノ地ニ手ヲ着クルニ方テハ支那人及ヒ他ノ外国人ノ妬猜ノ念ヲ引起シ我所為ヲ妨ルコト無ラシムルニ注意スヘキ事

第八款 支那管轄地ト犬牙錯雜スル処ハ能ク其經界ヲ明ニシ彼ヲシテ我ヨリ侵略スルノ嫌疑ヲ生セシムルコト勿キニ注意スヘキ事
ここからは、相手によって「恩恵」と「兵威」を使い分け、平定後に「土人」を「誘導開化」させ、最終的に「土人」と日本政府との間に「有益ノ事業」を興起することが目標とされていたことがわかる。清国をはじめ諸外国の「妬猜ノ念」を惹起することなく、また清国の管轄地と錯雜する「処」は、その「經界」を明確にし「侵略」の「嫌疑」を生まないよう相当の注意が払われてもいる。

この史料をめぐって、解釈がわかれている。家近良樹氏は、台湾出兵の方針は、西郷が都督を志願するとともに、「討蕃撫民」から台湾の領有と植民地化をめざすものへと大きな変貌を遂げようとしていたとし、特諭状にははっきりと台湾出兵後における植民政策の実施が指示されていたと指摘している。¹¹⁾これに対して、伊藤之雄氏は、家近氏の主張ほどの転換を認めてはいないが、台湾の一部植民地化が明確に表現されたことは、非常に重要な変化だという。二月末以来、大隈は西郷と連携し

て動いており、西郷は閣員ではなかったもので、この転換は大久保の留守の間に大隈・西郷が連携して行ったものと見るべきであると述べている。これは状況が許せば、台湾の一部を日本の植民地としていこうというものであるが、その実施には、あらためて内閣で審議可決し、天皇の同意を求めることとし、植民地化に進むかどうかの判断を先送りしたと結論している。¹²⁾

ただ、筆者は、第二款の但書にあるように、平定後の台湾に関して、清国政府との関係および後来の利害関係等を明確にした後、さらに上奏して命を請うとの条件が付された点からみて、「台湾の領有と植民政策の実施を明記した特諭状が西郷従道に与えられた以上、西郷の独走を阻むことは出来ない仕組みになっていた」(家近氏)という評価には俄に首肯し難い。むしろ「恩恵」と「兵威」の論理が改めて再説された点に着目すべきではないかと考えている(その理由は、その後の明治日本の東アジア政策の基本的な行動様式になるとの見通しがあるからである)。

さて、特諭の趣旨に基づき西郷は、「諭告」を出した。その要領は、「軍秩」の維持、「生蕃懷柔」、「皇国ノ恩恵」にあるが、注目すべきは次の部分である。

上陸後ハ各人皆水土ニ服セサルノ地ニ有之候ヘハ一軍拳テ健康ヲ保シ候事專要ニ有之就テハ銘々飲食ヲ節シ候事第一ノ心掛ニ有之勿論軍中ノ儀ニテ日々ノ食料飲料トモ定量有之候得共銘々腹裏ノ消息ハ一己ノ意ニ任セ候事故過量相成ラサル様イタス可ク万一疾病相起リ候テハ其身一己ノ存亡ニ関シ候ノミナラス全軍ノ利害ニ関シ候事ト

篤ク相心得申スヘキ事¹³⁾

諸目的を果たすうえで、万一にも病気が蔓延すれば「一己ノ存亡」のみならず、「全軍ノ利害」に影響してしまふからこそ、駐留軍の「健康」保持（飲食の摂生）が「専要」とされたのである。

次に、五月一〇日付の谷・赤松の両参軍名で出された「軍令十ヶ条」をみてみよう。¹⁴⁾ それによれば、出兵を「成功」に導くには「社寮地之熟蕃人」が必要で、「社寮地ハ敵国ニ非スシテ郷党ナリ熟蕃人ハ仇讎ニ非スシテ明友ナリ」といわれる。もし彼らが日本を「敵国仇讎」とみなし「意ニ悖リ命ニ逆フ」としても、日本は「必ス郷党明友」として彼らに接し「恩ヲ布」くことによつて「我カ皇化ニ悦服」させることができる¹⁵⁾と強調されるのである。こうした日本の対応は「支那ノ失策」から学んだものであった。「蕃人」には「信義正道」をもつて「好ム所ハ勉テ之ヲ与ヘ其惡ム所ハ強テ施スコト」をせず、「彼レヲシテ我カ民タル」を願うように導くことが肝要とされた。他方、「氣候炎熱」の地の駐留軍はいかに処すべきか。次のようにいう。

一人疾病ニ罹ラハ薬餌ヲ弁シ看護ニ充ル者五人ヲ煩スヘシ苟モ十人之ヲ伝ヘ百人之二染ミ伝染止マスシテ全軍ニ波及セハ恐ラクハ国用ニ供スル暇アラス故ニ全軍ノ勝利ヲ致シ国家ノ成功ヲ助ケント欲セハ宜ク疾病ヲ防禦シ身体ノ健康ヲ保スヘシ

基本的には「諭告」に即したもので、「国家ノ成功」という「全軍ノ勝利」のためには、疾病を「防禦」し「身体ノ健康」を保持する必要性が説かれている。むしろ、このような認識は何によつて齎されるのかを

問う方が重要であろう。かつて台湾を統治していたオランダは、「士卒」の多くが「疾病ニ罹リ遂ニ其志ヲ果ス能ハズ一旦退軍シテ万里懸軍ノ勞ヲ空スル」という経験をしていた。それを学んだ日本は「和蘭ノ覆轍」をふまぬよう「後軍ノ戒心」に備えるという認識に至ったのである。実は、ここに明治初年（帝国化）以前のといつてもよい）における「植民地研究」というような論点が伏在しているように思う（すなわち、「帝国」化以前の明治政府がどのような「植民地研究」（情報収集など）を行っていたのか。この点については、別に検討したい）。このようにみえてみると、第九条で「衣服ノ垢穢ヲ潔フシ飲食ノ度量ヲ定メ起居ノ勞逸ヲ均シ平生ノ撰養ヲ主トシ万一疾病アレハ速ニ医ヲ乞ヒ治ヲ求メ他人ノ伝染ヲ防禦スヘキ事」と規定するなど、執拗なまでに「身体ノ健康」が叫ばれるのも理解できよう。

いずれにしても「文明国」をめざす日本としては、外には「道義」を重んじ「威儀」を示し「蕃地ノ模範」として行動する必要があつたし、内には諸目的を達成するために駐留軍の「健康」を保持する必要があつたのである。

二 駐台 ― 病勢の拡大と「正理」・「仁愛」の実践 ―

五月二二日の上陸からそれほど時日を要さず、ほぼ平定を迎えた。先行研究では、ここから大久保の北京交渉へと話題が展開されていく。しかし、筆者は平定後からの駐留期間が駐留軍にとって苦難のときであり、多くを学び得たことに鑑みれば、ここに着目して検討を進めていかなければ

ればならないと考える。

五月二三日に桑田は西郷に傷病兵の後送を含めた取扱について建言した。

当病院ハ即チ運転病院ニシテ根病院ニ非ス然リ而シテ此地ヲシテ戦地タラシムルトキハ之ヲ何ノ地ニ移ス可キヤ仮令之ヲ他ニ移ストモ亦均ク是レ敵地ナリ若カス臨機其旨ヲ老營ニ上申シテ病兵ヲ船艦ニ輸送センニハ明光三国両隻ノ内其一ヲ以テ本病院トシ小蒸汽ニ小舟ヲ附シ渡津ノ便要ナル場所ヲ撰ミ非常ノ御備有之以テ病者ノ心思ヲ安セシムル様仕度事¹⁵

ほぼ平定したとはいえ、撤兵が決定されるまでは、「戦地」「敵地」であるため、桑田はいかにして「病者ノ心思ヲ安セシムル」かに力点を置いた。

翌二四日、西郷は病院を訪問して、次のように述べた。

一 今般野営屯集中仮厠ノ外猥ニ尿糞ヲ遺シ候義堅ク禁示スヘキ段及布達置候処追々人員増加ニ相成殊ニ熱氣日々相加リ候得ハ恣ニ残尿ニ及ヒ候テハ悪臭甚シク健康ヲ害シ可申ニ付各益々注意シ右等ノ義有之間敷候事

一 当地所在土人ノ墓所有之本邦ノ如キ石碑等ノ設ケハ無之候得共土ヲ堆ク封シ前面石扉ノ状ヲナシ焼香等ノ跡有之モノハ悉ク墳墓ナレハ決シテ立障リ申間敷候事

前日の建言に対する回答はなかったものの、渡台以前からの訓示内容を踏襲して駐留軍の衛生環境の改善に注意が払われている。加えて、「当地所在土人」の墓地などへの無用な「立障」を禁じており、いわば

台湾出兵と軍医

生活環境を変えないよう注意を与えている点が注目できよう。他方、皇化の対象とされた熟蕃への措置として特筆すべきは、五月二七日の記事である。

熟蕃ノ患者我医官ノ来診ヲ乞フ者六名アリ是時ニ方テ熟蕃ノ我軍ニ腹順スル者ヲ林海学、林元竹共ニ車城人、張良甫社寮人、頼勝文保力莊人四名トナス共ニ支那ノ流民ニ係ル咸ナ我カ恩威ニ感シ吾力用ト為ル月俸若干ヲ給与シテ之ヲ事務局ニ役ス¹⁶

熟蕃の患者が「我医官」の来診を請うという行為こそ、日本の「恩」を感じさせ、「腹順」させるという当初のねらいの一つであり、ここにひとまず達成されたとみてよいだろう。この「恩威」を相手側に感得させて自国の利益となるように仕向ける手法は、すでに「文明国」の実践するところであった。やがて日本でも常套手段になっていくが、その原初形態が台湾出兵の過程に見出せることを強調しておきたい。

六月七日付で西郷は、出兵もほぼ「効ヲ収メ」たので、以後は「専ハラ地方ノ事ニ心ヲ寄セ永遠ノ基礎」を開かねばならないと大隈に書信を送った。¹⁷

六月一八日にル・ジャンドルは、ボアソナードに台湾出兵に関する「法律上ノ説」を相談した。一週間後の二六日に出されたボアソナードの「答詞」に注目すべき部分がある。

凡ソ如何ニ遠隔ノ国ト雖モ其船斯クノ如キ兇暴ノ処置ニ逢フ時ハ其兇暴ナル島人ヲ懲罰ス可キノ権アリテ而シテ其懲罰ヲ為ス国ハ自カラ綿密ニ仁愛正義ノ道ヲ守ル可ク又其兇暴ノ行ヲ為セシ本人ヲ罰ス

ルハ甚タ難キカ故ニ其道ヲ守ルコト殊ニ厳ナル可シ抑々仁愛ノ道ニ最モ適フテ而シテ之ヲ實際ニ施スノ最モ難キ方法ハ人ヲ責メス物ヲ以テ之ヲ罰スルニ在リ〔中略〕仮令人民中ノ強壯ナル者ノミヲ懲罰スルモ是亦仁愛ト開化トノ道ニ反クモノニシテ若シ仮ニ一時其地ニ植民シ又ハ永久ノ植民ヲ為シテ其地ヲ開化セシムル方法ノ全ク施ス可カラサル時ニ非サレハ懲罰ヲ用フ可カラス蓋シ植民ヲ為シテ開化ニ趣カシムル方法ハ島人ト陸地ノ人トノ別ナク今古開化シタル強大國ノ野蠻ニ対シテ用ル所ニシテ今ニ至テモ正理ト仁愛トノ着眼ニ於テ異論最モ少ナキ方法トス⁽¹⁸⁾

要するに、懲罰を行う国は「自カラ綿密ニ仁愛正義ノ道」を守らなければならぬ。さらに「植民」による「開化」の方法は、「開化シタル強大國」〔「文明國」〕が「野蠻」國に対して用いるもので、それは「正理」と「仁愛」に基づくからこそ「異論最モ少ナキ方法」になり得るということであつた。大隈ら（明治政府）は、この問答から「文明國」が対外進出する際の論理を臆気ながら認識しはじめたといえよう。⁽¹⁹⁾

現地の状況に目を転じれば、六月二二日付の横山貞秀租税権助・林清康海軍大佐の書信に出征軍人のための病院施設に関する情報がみえる。それによると、台湾・厦門にそれぞれ病院を設置し、軽症者（台湾で治療）、重病者（厦門で治療）、危篤者（長崎で治療）に区分して対応する方針であつた。しかし、厦門は「地勢不適宜病院建設無之」、「当地之病院」（長崎）も「即今有名無実ニシテ纔十有余名」を収容する程度であつた。長崎の病者は、すでに三七人を数え、そのうち二〇名は入院させる

ことができたが、残りは市中の人家を「仮病院」とせざるを得なかった。ところが、その市街は「家屋稠密之場所自カラ空氣之流通モ不宜暑蒸之際温熱ノ氣塞凝シ第一撰養ニ害」があるとされた。加えて、「各家主共」の多くは、病者を「忌避」し「迷惑」と感じ、病者は「処々ニ散居」する状態であつた。これでは医官の「診察」はもちろん「取締」の点からも不適切であり、「看病人等之費用」も嵩む悪循環であつた。さらに「彼地ヨリ差送」られれば、「忽チ差置候場所ニ差支候」と述べるほかなかつた。つまり、駐留期間が延びれば、病勢はますます拡大し、「仮病院」では対応しきれないと危機感を募らせていたのである。この事情は、谷が出京し上陳することになった。⁽²⁰⁾

六月二八日付で決裁された「正院へ御上申案」⁽²¹⁾によれば、大隈や西郷らは「要略」「勅諭」や柳原への「内勅」について「迅速御評定」すべきと説いている。彼らは、出兵が「外国関渉ノ事件」でもあり、「将来確乎不拔ノ目途」を立てなければ、「往々矛盾牴牾障碍不少」との判断から廟議の決断を太政官に迫つたのである。⁽²²⁾ 追書には、ル・ジャンドルが「蕃地処分」は「義務盛挙ノ実証ヲ明晰シ万国公法ニ不相悖条件」を「縷陳」していること、ボアソナードにも「質問」しその「翻訳出来候筈」との見込みもあり、「決シテ御掛念ニ不及」と添えられていた。⁽²³⁾

他方で、清国との戦争になるかもしれないとの危機感が高まるなかで、六月中旬に谷と山県は台湾問題について激論し格闘したといふ。⁽²⁴⁾ 小林和幸氏の研究によれば、日清開戦を避けるため出兵軍を撤退させようとする軍首脳の状態に、六月二三日に谷は意見書を提出し反発する。

このなかで谷は、戦端を開いてから戦闘の可否を陸軍省将官会議に問うたことは政府の体裁を失していると非難し、出兵が行われているいま、自分は計画に関与していない、もとより不同意などとの撤退論を唱える将官に「痛憤」している。谷の論は、清国との戦闘をも辞さず台湾の領有をめざすというきわめて強硬な主張であった。ただ、谷の意見書の力点は、出兵軍の状況を度外視し、戦闘か撤兵かを決しようとする政府への非難にあった。また、谷がこれほど強硬な意見を持つようになったのは、強硬論を唱えていた西郷の出兵実行後の接触による感化もあったといわれる、との見解が示されている⁽²⁶⁾。

このような指摘をふまえて、現地がいかなる状況にあったのかを確認していこう。七月一日付で決裁された「正院御上申案」によれば、すでに駐留軍の一部は「追々病氣等」で「帰朝」（約四〇〇名）し、「彼地人少懸念」される状況にあった。ゆえにその代員として「熊本鎮台兵員」のうちから人選するよう上申がなされた⁽²⁶⁾。

その後も現地から続々と駐留軍の衛生環境の悪化が伝えられた。そのようななかで、衛生環境の保持に関し厳命を求めるなど「軍医ノ要務」に言及している次の史料が重要であろう。

暑熱日ニ甚ク病患日ニ滋シ而シテ衛生方法ノ未タ全ク周ラサルヲ以テ病室及ヒ兵営ノ周圍ニハ必ス溝渠ヲ鑿テ穢物ヲ疏通セシメント請ヒ又申請シテ曰当地ノ滯陣日ヲ逐ヒ月ヲ累ネテ諸部竝ニ各隊営所ノ近傍ニ不潔惡臭ヲ生スルニ至リ衛生ノ為メ其害尠カラス依テ各所適当ノ芥捨場ヲ設ケ妄ニ汚物ヲ散乱セサル様厳令ヲ下サレ度尤モ右衛

台湾出兵と軍医

生法ニ於テ精細注意スヘキハ軍医ノ要務ニ候間院長又ハ隊附医長ノ内ニテ時々巡見致シ不潔物等見当リ次第其所轄ノ士官ヘ申談速ニ取捨サセ仕度此段申出候也

本史料から当地の衛生環境がいかなるものであったのか容易に想像し得る。この切実な申出に対して本営は、次のとおり訓示した。

營傍ニ不潔物ヲ妄リニ捨テサル様毎度布達ニ及ヒ置候処今又医官ヨリ別紙⁽²⁷⁾ノ通り申出候条衛生法一層注意シ患害無之様予防致ス可キ事

「衛生法」に一層の注意が払われ「予防」に努めるよう訓示されたことは、少なくとも過酷な状況に置かれた駐留軍に「衛生」の重要性を体感させることになった点で貴重な「経験」であったといえよう（いくら訓示しても、実態は相当悲惨なものだった⁽²⁸⁾）。だからこそ、この「経験」を「共有」すべく「記録」に残そうという発想が生まれてくるのであろう。

諸々の説明を終えた谷は台湾に戻った。その手には軍医総監の松本順の書信が握られていた。その書信によって駐留軍医たちは「医官ノ交換」の「望」を失った。ただ、その背景には「清国ノ紛議」が激しくなり、上下士官三五〇〇名を徵募し厦門に向け出發しようとするときでもあり「全軍皆ナ交代スルヲ得ス」との事情もあった⁽²⁹⁾。

台湾の衛生状況は、悪化するばかりであった。九月二日付の桑田の書信によれば、台湾出張の人員のうち七月以降、熱病などに感染する者が漸次増加しはじめ、「八月ニ至テ悉ク蔓延シ其勢ヒ益々盛ニ」なったという（八月の約一ヶ月間で一〇〇〇名に及ぶほど）。熱病、脚氣、痢病などに罹患した者が「本病治スルニ似タリ」と思っても、「其未タ全ク復故

セザル内他病ノ傍発スルコト」もあつたよう⁽³⁰⁾だ。

このようななかで、九月七日付の書信で西郷は、台湾の現状、北京交渉の決裂を見越した清国との戦争を想定して自身の考えを開陳した。それによれば、九月を迎えた台湾では「近来ニ至リ病者」が激増するだけでなく、「弛張熱」と称する日本ではみられない「一種ノ熱病」が流行して「患ニ係ラサル者殆ント十中ノ一モ無之程」であつた。これによつて死亡する者は稀であるものの、ひとたび罹患すれば「輕キハ三四十日重キハ八九十日ヲ經スデハ力役ニ不堪」ので、「総員凡ソ三千ノ内非常ノ節十分ノ働キ出来候者ハ十分ノ一モ無之哉ト深心痛致候」と吐露した。病勢が益々進むことの弊害について西郷は次のように述べる。

右病人数多有之ヨリ人心モ亦衰替シ支那官吏等其情実ヲ窺ヒ知り我天災ヲ喜ヒ候様子随テ種々ノ奸策ヲ施シ陰ニ蕃人ヲ欺キ又私恩ヲ施シ十分可惡処業不少誠ニ切齒ノ至リニ候當時充分ノ威力ヲ張ラサレハ彼レ益我不幸ヲ幸トシ勢焰ヲ長スルニ至ルベシ

要するに、西郷は、病兵が増加すれば駐留軍の戦力はもちろん、士気も低下し、清国をはじめ諸外国がその間隙を縫つてあらゆるかたちで容喙してくるようになり、清国を利することになると懸念したのである。交渉決裂の場合を想定するも、「即今ノ病兵」では「全勝ノ目的モ無之」ので「今一層当方へ兵員増加」を行い、五月の駐台以来の「疲弊ノ病者」を一旦帰朝させ、内地で保養のうえ「他日ノ用」に備えるのが望ましいと提案した⁽³¹⁾。

「衛生」を心得た軍医といえども、台湾の過酷な状況に悩まされた。

九月八日付の桑田が老営に提出した稟議書にみえる。

当今医官ノ儀追々熱病ニ罹リ衰弱致シ候者多ク昨今既ニ健全ノ者兩三名ニテ毎日六百有余ノ患者ヲ取扱候処不日閉局ニ相成候哉モ難計就テハ一日モ等閑ニ難相成苦心仕候間乍病中今便ヲ以テ一旦致帰京急速補欠ノ医官御差越相成候様取計致度云々⁽³²⁾

軍医も続々と熱病に罹り衰弱しはじめていた。桑田は病勢がさらに悪化すれば「閉局」を考えねばならないほど焦慮していた。直ちに本国に「補欠ノ医官」を派遣するよう要請したのである。

このような台湾の「実況」を陸軍省内とくに軍医らが、どのようにこれを認識し、対応しようとしていたのかを問うべきであろう。記された情報の精確さは、ひとまず置いておき、九月（日欠）に松本が山県に宛てた公信をみてみよう。兵員は「漸々倦怠ヲ生シ体力縦緩」となっていた。周囲の環境も「瘴毒」の「飛揚」による「一種ノ疫癘」が「流行」していた。多くの兵員は「病後ノ虚脱」に苦しみ、数ヶ月の療養を経なければ「勞力奔走シ勝ルコトナシ」というほどに疲弊していた。しかも、そうした兵員は、すでに「三分ノ二」までに達していた。

そもそも、兵員の活力となる「平日ノ糧食」さえも「滋養分ニ乏シク」（とくに「畜産之牛豚」、内地から船送される「干物椎茸干瓢高野豆腐ノ類」でわずかに「生路ヲ繋グ」ような状態であつた。このような状況が継続すると「精神鬱沈」に陥る兵員も出てくるが、「鼓舞興揮ノ法」もなく「日一日ニ憔悴慘憺疲弱」に向かうしかなかった。この現状で、日清開戦となれば「三千ノ兵唯切齒反目怒テ而斃ン耳也」と悲観し、な

にゆえ兵員を「徒ラニ蕃地一孤島ノ疫癘ニ苦マシムル」のか、そこに「何等ノ好目的有ルヤ」と疑義を呈し、むしろ兵員を「一掃シテ悉ク内地ニ帰シ十分兵力ヲ養ヒ細ニ什器」を整えるべきだという。そのうえで、

支那ノ応接ハ一層ノ嚴威ヲ加ヘ其決ヲ待テ熊羆一挙直ニ北京ヲ衝キ責メテ台湾ノ事ヲ論シ鴻明正大天下ニ恥ルコトナカラシメハ今病兵ヲ退ケ地ヲ掃テ台湾ヲ去ルモ決シテ恥ル所ナカラン歟況病兵羸疲ノ者ヲ以テ空シク蕃地ニ敗衄ヲ待ト其得失言ヲ容ル可ラス。⁽³³⁾

たしかに北京交渉の「決」を待つて北京を攻めるとあるが、本史料の眼目は、むしろ後段部分にあると思われる。

いよいよ事態は深刻さの頂点に達した。九月二十九日、桑田は一つの決断を下した。

已ムヲ得ス遂ニ閉院セント欲シ情由ヲ老營ニ上稟ス老營ヨリ批答ヲ降シ閉院ハ軍氣ニ関涉スルコト少カラサレハ藥汁ハ附与スヘシトナリ故ヲ以テ患者ニ藥汁ノミヲ給与シ復タ診察ヲ為サ、レハ病者皆大ニ氣ヲ沮リ憂愁啗ナラス或ハ診察所ニ来テ悲泣スル者アリ甚キハ神仏ヲ念スル者アルニ至ル西郷都督来テ病室ヲ巡視スレトモ亦之ヲ如何トモスルヲ得ス⁽³⁴⁾

桑田はやむを得ず「閉院」を上申したが、西郷らは「軍氣」に関わるとして「閉院」を認めなかった。史料にみえるように、その惨状は目に余るものがあつた。めざす「文明」とは対照的に「神仏」にすがらざるを得ないほどに駐留軍は追い込まれたのである。

さて、先述のように、仮病院では対応できなくなっていた。そこで横山・林は、九月三〇日発の電報で大隈に次のように伝えた。台湾から高砂丸が到着すれば夥しい病人が運ばれる。仮病院は、ようやく九〇名程度を収容できるだけで、寺院にも分配しているが設備も不十分で「彼は苦情」も少なくなかった。長崎には「文部省病院」があるが、「実ニ有名無実」で「僅拾人以内引請ル而已」であつた。そうした事情もあり、支局で「当分引請」けることに決めた。これには「大ヒナル御用ヲ弁ス」るため、太政官から文部省への「御下命」を依頼した。

これを承けて、一二日付の達で文部省に対し「其省所轄長崎表医学校今般兵員病院ニ相用候条蕃地事務局へ引渡可申尤是迄同所附屬ノ医員生徒等ノ儀ハ同局熟儀ノ上処分可致事」と指令された。⁽³⁵⁾ なお、大久保、西郷にも伝達された。⁽³⁶⁾

兵員病院への組織替えの準備を進めているとき、一〇月七日付で谷は、林・横山に宛て書信を送っている。それによれば、死者（戦死者）は病者の数に比較すれば少ないものの、「弛張熱大流行」もあり、九月初旬から日々死者が増加し、一日平均で五、六名を数えるほどであつた。そうした惨状を谷は、次のように述べた。

同營ノ景況誠ニ目モ当テラレヌ有様非常ノ天災無過之不戦シテ全軍粗々衰シ軍人軍属共更ニ最初ノ氣力無之只人々帰思ヲ抱キ勝手ノ苦情等申立殆ト如何トモ為スベカラス

「不戦」して「全軍粗々衰」えていく駐留軍を、谷は「目モ当テラレヌ有様」と率直に形容するほかなかった。本史料の後段には「不得已全

軍引揚不申而ハ如何トモ不可為ト一旦評議致シ候程ノ事ニ而実ニ心外ノ至ニ御座候」とあるが、そう書かざるを得ないほどまでに駐留軍は厳しい環境に置かれていたのである。おそらく出征前に想定した以上の過酷さだったに違いない。もはや「植民地」云々をいうほどの余裕は、少なくとも駐留軍にはなかったように思われる。そのことは「最初ノ気力無之」という部分に含意されている。その後の対応については、奥を帰朝させるので「御談合ノ上大至急相運候様御尽力被下度」と願ひ出た。先着の一大隊も「追々伝染」し、すでに二〇〇名近くが罹患し、「新兵モ逐日病兵数多出来可申」と、さらなる病勢の拡大が憂慮されていた。⁽³⁷⁾ なお、一〇月七日付で谷は、大隈と山県にも同内容の書信を送っている。⁽³⁸⁾

陸軍省からの依頼を受け、九月一七日付で本局は、支局に陸軍二等軍医正の橋本綱維と陸軍軍医試補の田中周甫を都督随行として台湾へ派遣することを通知した。⁽³⁹⁾ 翌月七日に橋本ら新軍医が台湾に到着し、桑田ら旧軍医と交代した。⁽⁴⁰⁾ ようやく一〇月一〇日に至り、旧医官の帰朝が命じられた。⁽⁴¹⁾

一〇月一三日発の横山・林の電報によれば、なおも台湾の病勢は増すばかりで日々一〇人ほどの病死者となり、医師・看病卒・賄夫なども「尽ク煩ヒ物ノ用ニ立者少ナク」なっていた。西郷自ら賄夫を世話する事態となり、谷も病に罹ってしまった。横山らは、これが続けば、「人心切ニ帰情ヲ起シ歎願スル」者も多くなり、「実ニ何レモ病人日々死ヲ待ツ外無キ有様見ルニ忍ビザル」という絶望観を生じさせるだけであ

く、「往復書翰類ニ返簡モ疎漏ノ事多カルベシ」と報じた。すなわち、現地の動向を伝え、それへの対応を指示するための「往復書翰類」が円滑に回らなければ、「情報」が正確に伝わらず、出兵への諸対応にも支障を来すということである。⁽⁴²⁾

先に谷から提案のあった「兵員交代ノ儀」への回答は、一〇月二五日付の書信によれば、「精々可取計候条御安心有之度候」と回答された。⁽⁴³⁾ 一〇月二七日付で大隈は、陸軍省と折衝中であった「健兵交代等ノ儀」は「追々順序相運」び、「北京ノ談決」も「最早不日ニ相迫」り、台湾の気候も「一定」して「病悉モ消散」すれば「百事愉快ノ場ニ立至可申被存」ので、「此際今暫御辛抱ノ程偏希望」すると回答したのである。⁽⁴⁴⁾

さて、台湾出兵における医療・衛生という問題を考えるに際して、筆者はドイツ医師派遣問題にも言及しなければならないと考えている。⁽⁴⁵⁾

六月五日に宮内卿徳大寺実則は、明治天皇の思召により外国人医師一名を台湾へ派遣すると三条に上申した。⁽⁴⁶⁾ 人選の結果、宮内省御雇としてシェーン・ベルケル（以下、ベルケルと略記）が派遣されることになった。⁽⁴⁷⁾ 『明治天皇紀』では、「台湾に到るや、病因を探り、設備を整へ、孜々として医療に尽力す、是に於て勸旨軍中に貫徹し、将卒皆聖恩の優渥なるに感激す」とベルケルの功績が高く評価されているが、実際のところを確認しておく。

七月一五日に渡台したベルケルは、西郷、桑田と面会し、病室巡視、病院付属医官数などを確認した。駐留軍には「将ニ病院」業務の「委託」と感じられた。⁽⁴⁸⁾

ベルケルに対する評価を八月一二日付の谷から大隈への書信で確認してみよう。それによれば、彼は「十分ノ通弁モ無之」、患者とも「不居合」であったため、彼の治療を受けようとする者がいなかった。また、彼は「洋人ニ不似合ノ野鄙ナル性質」にして、軍医などとの「交際」は「尤悪敷」ものであった。それゆえ、「何分惣テノ為メニ不相成而已ナラス反テ害ヲ醸スルノ勢」であると酷評された。彼を日本に帰し、速やかに日本人医師を早々に派遣するよう依頼した。⁽⁵⁰⁾

さらに、八月二四日付で山県が三条に提出した上申書では、駐留の軍医とベルケルの関係を次のように説明されている。それによると、すでに桑田が医長として任務を遂行しているが、新たにベルケルが「諸事」を「指揮」することで、医長や各隊付属医官らとの「管轄治療」上に「差響」が生じている。続けて、「如何之御定約」に基づき「彼地軍隊專任」となっているのか、その「御命令ノ次第詳約承知」し、もし「医事御委任」とするならば、予め陸軍省へ「御下問」になるべきではないか。そうでなければ、「医官職務定規ニモ関係不都合不少」と苦言を呈す。彼が医務を「総括」するならば、桑田を帰朝させなければならぬと述べ、「早々何分ノ御沙汰」を求めた。要するに、宮内省と陸軍省との間で事前に調整が行われなかったことへの不満と、現地での「管轄」をめぐる軍医とベルケルの間で摩擦が生じていたのである。この陸軍省の伺いに対して、太政官はベルケル帰朝の指令を出した。⁽⁵¹⁾

これに加え、落合は彼を「恐らく偏廂の開業医」で「時世後れの人」だとみていた。また、米国人の海軍省雇カッセルや陸軍省雇Ｊ・Ｒ・

ワッソンも「彼れは數医で仕方がないと悪口」していたという。さらに、彼がドイツから持参した医療器械（これを宮内省で買い上げ、駐留軍へ交付した）は、「維新前蘭法医」が用いた「旧式の器械」で、すでに日本の陸軍病院でも使用していないものであり、しかも手入れもされず「赤錆」の外科器具で使用できるものが一つもなかった、と回顧した。⁽⁵²⁾要するに、めざすべき「文明国」ではあれども、その「文明」の中身を見極める必要性を学ぶとともに、体系的かつ最先端の医学教育（軍陣医学も含めて）を受けた人物を養成する重要性を会得する機会ともなったのである。

三 撤兵以後 — 「国家病院」の再生

北京交渉がまとまり、一二月二日に清国官憲に本営を引き渡し、総官員は残らず高砂号へ乗船した。二日、諸式を終えた後、筑波艦の祝砲と清国側の応砲の式を終え、台湾から撤兵したことで「台湾ノ事」は終結した。

ここで話を終えることも可能であるが、筆者は「処蕃書類」に、いわば戦後処理に係る文書（とくに長崎病院）が採録されていることに注目してみたい。

一月二九日、本局は、長崎支局について「事務調整」が済めば「廃閉」となるが、「兵員病院」には未だ入院患者がいるので、同病院を長崎県へ移管する方針を立案した（退院後に「同院存廃之見込相立更ニ可伺出候」とされた）。⁽⁵³⁾

一二月一〇日付で大隈は、宮川房之長崎県令に正院の達のとおり蕃地事務局病院を引渡すが、入院患者の看護にあたつては「格別御注意有之度」と念を押した。より重要な点は、同院を「国家病院ノ嚆矢」と位置づけ、患者の退院後なるべく「保存」したいとの意向であつたことである。その「方法」は追つて「指授」するが、「實際」については「得ト考案」しておくよう申し入れた。⁵⁴

一二月二三日に支局から長崎県へ移管された。その「接統方法」に関して、宮川は「曾テ文部省所轄」のときから「多少内外人民ノ便宜ヲ悉シ候儀有之」ため、長崎県で「将来接統仕度所存」であると述べた（ただ、「前途不拔ノ事業」ゆえ、その方法などの調査に時日を要した）。⁵⁵

翌八年一月一五日付で宮川が三条に宛てた上申書をみてみよう。それによれば、文部省所管時代の予算などを調査したところ、大幅な予算不足となつていた（なお、添付された別紙に内訳があるが、ここでは省略する。収入約三〇〇〇円、支出約一二〇〇〇円）。「即今賦課多端之折柄」でもあるため、「何分民力ニテ維持スルノ見込難相立」と窮状を訴えた。宮川は閉鎖を不可とする理由を「国家病院ノ嚆矢」というほか、次のように説明した。

該所之儀ハ国家病院ノ嚆矢内外人民ノ悉知スル所自今多少ノ費用ニ関シ閉鎖候ハ衆庶ノ不幸実以慨嘆加之開港之地故既ニ昔日各国官吏ヨリ私費病院之建設ヲ企望スルアリト雖トモ該院之存在スルヲ以テ抑圧セシモ自然鎖了スルニ至レハ果テ前望ヲ再請スルハ不俟言因テ再三焦慮スルニ該院従前医学校之呼称アルヲ這回更ニ長崎病院ト改

唱シ校院ノ位置ヲ交換シ専ラ内外ノ患者治療ヲ主務トシ医員等孜々勉奮志セハ逐日開明ニ趣随テ命脈ノ貴重庸医ニ托スルニ非コトヲ人民ニ偏ク覚知シ来テ治療診断ヲ乞フ者風靡セン而シテ漸次医学校ヲモ興起シ生徒ヲシテ治療教誘国手ノ域ニ進歩セシメ度存候⁵⁶

各国官吏は「私費病院之建設」を「企望」していたが、「文部省病院」の存在によつてそれを「抑圧」していた。廃止となれば、外国官吏からの再請は必至であつた。そこで「内外ノ患者治療ヲ主務」とする「長崎病院」への改組が提案された。要は、所属医員らが研鑽を積むことによつて、「人民」も「庸医」（外国人医師）に「命脈」を託すのではなく、日本人医師の診断、治療を受けるようになり、「漸次医学校」も「興起」し、生徒を「治療教誘国手ノ域ニ進歩セシメ度」という高邁な理想が掲げられていた（それを実現するため、年間七〇〇〇円（三年間）の補助を申請した）。

右の説明を補足するかたちで、二月二五日付で河田直方長崎県権参事は、大久保内務卿に上申した。ちょうどこのとき、「日清地方」で痘瘡の流行があり、その「余毒」が長崎県に蔓延する勢であつたので、各国官吏らは、予防方法を協議していた。「一大院」を閉鎖する弊害を次のように述べる。

衆庶望ヲ失ヒ只ニ慨嘆スルノミナラス内外人民苟モ痘症ニ罹ルモノ貴重ノ身命ヲ雇医ニ委ネ不命ニシテ其身ヲ損シ遂ニ官庁ヲ怨言スルニ至ランカ

そのような弊害の多きことを選択するよりも、むしろ「聖代ノ恩波ニ

沐浴シ人民ノ幸福」を追求し「偏仁恤ノ厚ヲ感戴」させ、「民費永統」に繋げ「他日ノ実効」を期すべきだという。「難痘波及ノ際」、「人心」に「安途ノ思」をさせる必要を説く。議論が遷延し時日を要せば、「外ハ各国官吏等目下預防ノ方法且私院建設ノコトヲ再請」し、「内ハ管内ノ人民ニ対シ保護愛撫ノ職務ヲ欠クコト」になると述べた。⁵⁷ここでも、各国官吏の動向に注意が払われている。

三月九日付で大久保（内務省）は、長崎病院を「御国病院ノ権輿」（『「国家病院ノ嚆矢」』と位置づけ、いまだに経費問題によって廃絶となれば何とも遺憾であり、長崎県の申立を敷衍して、次のような事態を想定した。

必ス其虚隙ニ乗シ外国人共昔日之宿望ヲ再請センコト疑ヲ容サルノ景況若シ彼等ヲシテ此望ミヲ果サシムルニ於テハ無論該院管理之權利悉皆彼ヘ委ネサルヲ得ス果シテ然ルトキハ将来ノ利益ヲ彼レニ与ヘ損害ヲ我ニ受クル固ヨリ論ヲ俟サルノミナラス第一国家緊要ノ主眼タル人民ノ安寧幸福ヲ護スルノ大主意ニ抵触シ不可然ト存候因テ右病院ハ確乎ト御存置ノ方尤可然ト存候⁵⁸

このように外国人の「昔日之宿望」を果たすことになれば、「該院管理之權利悉皆彼ヘ委ネ」られ、ひいては「国家緊要ノ主眼タル人民ノ安寧幸福ヲ護スル」ことができなくなるという理由から、政府補助による長崎病院の存置が必要であつたのである。なお、本件は「聞届」られた。明治八年から同一〇年まで年間四〇〇〇円を補助することが決定された。ただし、三年後は官費を仰がず「永続之方法」を立てることとされた。

台湾出兵と軍医

右でみてきたように、長崎病院を存置することは、台湾出兵で傷ついた兵員の保護だけでなく、予てから懸案となっていた諸外国からの干渉を防ぐという問題とも関連していたのである。宮川や大久保らは、各国官吏が目論む「私費病院」の建設や廃絶後の長崎病院の「管理之權利」を通じて、日本側（「人民」）が諸外国に対し「恩」を抱くようになれば、「国家緊要ノ主眼」である「人民ノ安寧幸福」を保護できなくなる点に強い警戒感を示したのである。台湾出兵で日本が実践したことを諸外国にはさせまいとした。それは「恩恵」の強威を目の当たりにしたことの証左といえよう。

北京交渉に向かった大久保は、その日記に時折、清国の「不潔」、「臭気」、「不体裁」と記し、他方、「西人ノ建築スル処」は「清潔」と記した。⁵⁹強烈な印象が頭に焼きついた大久保にしてみれば、日本の内外ともに「文明国」の域に導くことを使命と感ずるのは当然のことであつた。だからこそ、内をみれば、明治政府は四月八日に「悪疫流行ノ節貧民治療概則」を定め、五月一四日には「医制」を改正し三府に達し、六月二八日に衛生行政事務を内務省に移管し、七月四日に内務省に第七局を置き衛生事務を所掌させ、一七日に第七局を衛生局に改組していくなど、急速な改革を進めていくことになる。外をみれば、朝鮮や清国へと歩を進めていくことになる。

おわりに

台湾出兵を医療・衛生の視点から検討してみたところの成果と課題を

整理してみれば、次のようになる。①明治日本が「帝国のツール」を学ぶ端緒、その実践は、台湾出兵にあるとみてよいだろう。②台湾出兵で行われた医療・衛生という行為は、内には駐留軍（後送された者も含む）が戦闘を完遂するための戦力維持・健康保護にあり、外には現地民に日本の「恩」を与え、日本側に「悦服」させ、意向に沿わせるという意図があった。重要なことは、その背景にある行動規範が「文明国」が対外進出する際に用いる「正理」と「仁愛」に基づくということ台湾出兵の時期にル・ジャンドルやボアソナードから学び、気づいたことであつた。③このような側面から検討される台湾出兵の意義は、駐留期間をとおして行われた医療・衛生の行為に、日本の対外進出を側面から支え得るという論理が内包されていることを学んだ点にある（「外征」とも容易に結びつく）ということができる。

「帝国」の拡がりを予見するかのようには落合は、次のように述べた。

吾邦他日西方二兵ヲ出スモ亦未タ知ル可カラス黄河天津淤泥濁流ノ

地方此病ノ流行スヘキヤ必セリ冀クハ後ノ君子其レ之ヲ省察セヨ⁹⁰

「淤泥濁流ノ地方」たる清国では「此病ノ流行」が必ず流行する。日本はいつの日か、そのような清国へ出兵するかもしれない。だからこそ、落合は、台湾出兵で得た様々な医学的な情報を記録—いわば「学知」という共有財にする試み—として編纂したのである。やがて、軍医らの関心は、朝鮮や清国へと拡がりをみせていくことになっていくが、この点については別に考えることにしたい。

小稿では積み残された課題に答えようと出発したものの、成果よりも

むしろ多くの課題を残すことになってしまった。台湾出兵では、病院や軍医らから「死傷表」、「全軍病兵表」が送付され、『征蛮医誌』の巻末にも「患者総表」が掲載されるなど、多くの統計資料ともいふべきものが作成されているが、この点については言及できなかった。

注

(1) 主要な研究を例示すれば、石井孝『明治初期の日本と東アジア』（有隣堂、一九八二年）、坂野潤治『近代日本の外交と政治』（文献出版、一九八五年）、安岡昭男『明治前期日清交渉史研究』（巖南堂書店、一九九五年）、毛利敏彦『台湾出兵—大日本帝国の開幕劇—』（中公新書、一九九六年）などがある。なお、台湾出兵に関する先行研究の整理は、拙稿「台湾出兵と文書編纂」（『駒沢史学』第九四号、二〇二〇年）で行っているので、ここでは最小限に留めておきたい。

(2) 鈴木哲造「第四章 医療・公衆衛生」（日本植民地研究会編『日本植民地研究の論点』岩波書店、二〇一八年）は、近年の研究動向を簡潔に整理している。

このほか、隣接する領域の社会事業史研究を概観しても同様である。大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）、尹最郁『植民地朝鮮における社会事業政策』（大阪経済法科大学出版部、一九九六年）、朴貞蘭『韓国社会事業史』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）などを参照。

(3) 拙稿「台湾出兵と文書編纂」を参照。

(4) 落合泰蔵著『征蛮医誌』（一八八七年）。なお、本書中の「例言五則」の日付は、明治一八年六月となっている。

- (5) 檜山幸夫「第二卷『西郷都督と樺山総督』と『明治七年生蕃討伐回顧録』解説」(檜山幸夫編『台湾史研究叢書』クレス出版、二〇一一年)を参照。
- (6) 落合泰蔵著『明治七年生蕃討伐回顧談』(一九二〇年)、自叙。
- (7) 明治七年三月二三日付ル・ジャンドルより大隈重信参議宛「覚書第二十二号」(『処蕃始末』第四冊、単／五九八)。なお、「大隈関係文書」のなかに「生蕃討伐及統治ニ関スル意見書」(太政官野紙)と題された同内容の文書が収められている。
- (8) 明治七年三月末「生蕃御進討ニ付逐次処分スヘキ条件」、「生蕃御進討ニ付仕組書」、「討蕃一挙ニ付至急可取計件々」、「殖民兵臨時徵募ノ主意」(『処蕃始末』第四冊、単／五九八)。
- (9) 前掲注(6)、一四八〜一四九頁。山県の命により、松本は石川良信、石黒忠恵らに「熱帯地方に対する衛生をも充分に顧慮」させたうえで衛生材料を準備させた。松本は台湾が熱帯に近く、「不潔を意とせざる未開の民族が占拠して居る所」で、「諸種の流行病」(殊にマラリア)が多いとの理由で薬剤も周到に準備していた。
- (10) 前掲注(4)、一頁。
- (11) 家近良樹「『台湾出兵』方針の転換と長州派の反対運動」(『史学雑誌』第九二号、一九八三年)。
- (12) 伊藤之雄『大隈重信(上)』(中公新書、二〇一九年)二〇六〜二〇七頁。
- (13) 年月日不明、「諭告」(『処蕃始末』第九冊、単／六〇三)。
- (14) 明治七年五月一〇日付谷干城、赤松則良蕃地事務参軍「軍令一〇ヶ条」(『処蕃始末』第一八冊、単／六一二)。
- (15) 前掲注(4)、一〇頁。
- (16) 同右書、一一頁。
- (17) 明治七年六月七日付西郷従道蕃地事務都督より大隈重信蕃地事務局長官宛

台湾出兵と軍医

- 書信(『処蕃始末』第三冊、単／六一六)。
- (18) 明治七年六月二六日付、ボアソナードの答詞(『処蕃始末』第三冊、単／六一七)。
- (19) 拙稿「日清・日露戦争期における日本陸軍の「仁愛主義」―衛生事業をめぐる受容と実践―」(『駒沢史学』第八七号、二〇一六年)を参照。「仁愛」がその時代によってどのように解釈されるのかを検討しなければなるまい。
- (20) 明治七年六月二二日付「支局へ御回答案(長崎仮病院借入ノ儀)」(『処蕃始末』第二四冊、単／六一八)。
- (21) 明治七年六月二八日付大隈重信蕃地事務局長官より三条実美太政大臣宛公信「蕃地誘導開新伺」(『処蕃類纂』単／七四一)。
- (22) 前掲注(12)、二二〇頁。この状況をリードしたのは大隈ではなく、参議兼内務卿の大久保であった。まず大久保は六月三〇日付で山県有朋中将を陸軍卿に復帰させることを主導した(近衛都督と参謀局長兼任)。山県は日清開戦に反対であった。
- (23) 明治七年六月二八日付決裁「正院へ御上申案(蕃地誘導開新云々伺)」(『処蕃始末』第三冊、単／六一七)。
- (24) 小林和幸「谷干城 憂国の明治人」(中公新書、二〇一一年)八三頁。
- (25) 同右書、八三〜八四頁。
- (26) 明治七年七月一〇日付決裁「正院御上申案(蕃地出兵減少ニ付代員差廻ノ儀)」(『処蕃始末』第二六冊、単／六二〇)。
- (27) 前掲注(4)、一九〜二〇頁。
- (28) 岩倉使節団に随行した長与専斎が「衛生」の語を訳出したのが、明治五年頃であったことを想起したい。小川鼎三・酒井シツ校注『松本順自伝・長与専斎自伝』(東洋文庫三八六、平凡社、一九八〇年)一三三〜一三六頁。
- (29) 前掲注(4)、二二頁。

- (30) 明治七年九月二日付桑田二等軍医正より参軍宛公信〔処蕃始末〕五二冊、単／六四六。
- (31) 明治七年九月七日付西郷従道蕃地事務局都督より大隈重信蕃地事務局長官・山県有朋陸軍卿宛公信「西郷都督ヨリ大隈長官山県陸軍卿へ蕃地ノ病兵交換並開戦ノ節方略等来束」〔処蕃始末〕五三冊、単／六四七。
- (32) 落合泰蔵著『征蛮医誌』(一八八七年)二五頁。
- (33) 明治七年九月日欠松本軍医総監より陸軍卿宛公信「松本軍医総監ヨリ陸軍卿へ蕃地患者ニ付建議」〔処蕃始末〕第八三冊、単／六七七。
- (34) 前掲注(4)、二七／二八頁。
- (35) その後の経緯は、中西啓『長崎医学百年史』(長崎大学医学部、一九六一年、二六九／二七二頁)を参照。
- (36) 明治七年一〇月二日供覧済〔処蕃始末〕第五五冊、単／六四九。
- (37) 明治七年一〇月七日付谷干城参軍より林清康海軍大佐・横山貞秀租税権助宛公信「谷参軍ヨリ林海軍大佐外一名蕃地病者景況云々来束」〔処蕃類纂〕第二一冊、単／八二一。
- (38) 明治七年一〇月七日付谷干城参軍より大隈重信蕃地事務局長官・山県有朋陸軍卿宛公信「谷参軍蕃地ヨリ大隈長官山県陸軍卿へ蕃地屯兵患者多分ニ付至急強壯ノ者ト交換云々来束」〔処蕃類纂〕第二一冊、単／八二一。
- なお、明治七年八月一〇日付で谷が大久保・大隈・山県に宛てた書信には、次のようにある。
- 兼々申上候通り内憂外患ヲ除キ永ク万国ト并立ノ権ヲ維持スル実ニ此ノ一挙ニアラン何分此ノ際腹中ノ病ヲ除キ永ク健康ノ身ト為ス是レ亦各位御胸算ニアルヘシ〔中略〕当地先ツ相替ルコトナシ一種ノ熱病流行病マサル者少ナシ然レドモ之レニ係リ死スルナシ案スルニ虚病ノ一種ナルベシ其ノ外別ニ憂ナシ〔処蕃類纂〕第一九冊、単／八一九。
- (39) 明治七年九月一七日付蕃地事務局より事務支局宛公信「本局ヨリ長崎支局へ陸軍医官へ達書回付往束」〔処蕃類纂〕単／七五二。
- (40) 前掲注(4)、二八／三〇頁。
- (41) 同右書、三〇頁。
- (42) 明治七年一〇月一三日発横山貞秀租税権助・林清康海軍大佐より大隈重信蕃地事務局長官宛電報〔処蕃始末〕第四六冊、単／六四〇。
- (43) 明治七年一〇月二五日付大隈重信蕃地事務局より谷干城参軍宛公信「大隈長官ヨリ谷参軍へ蕃地流行病ニテ軍氣阻喪強兵ト交換云々復束」〔処蕃類纂〕第二一冊、単／八二一。
- (44) 明治七年一〇月二七日付大隈重信蕃地事務局より西郷従道蕃地事務局都督宛公信「大隈長官ヨリ西郷都督へ西少佐ヨリ蕃地ノ形勢軍情詳悉シ一同感激并健兵交代云々復束」〔処蕃類纂〕第二一冊、単／八二一。
- (45) 前掲注(5)を参照。
- (46) 明治七年六月五日付徳大寺実則宮内卿より三条実美太政大臣宛公信「徳大寺宮内卿ヨリ太政大臣へ特旨ヲ以蕃地へ外国雇医出張並製氷器械下賜云々ニ付上申」〔処蕃類纂〕単／七九八。
- (47) 明治七年六月一三日付「宮内省御雇医師セエンベルゲル条約書」〔処蕃類纂〕第二二冊、単／八二二。
- (48) 『明治天皇紀』第三卷(吉川弘文館、一九六九年)二七一頁。
- (49) 前掲注(4)、一四頁。
- (50) 明治七年八月一二日付谷干城参軍より大隈重信蕃地事務局長官宛公信「谷参軍ヨリ大隈長官へ独乙医師患者不居合云々来束」〔処蕃類纂〕第一九冊、単／八一九。
- (51) 明治七年八月二四日付山県有朋陸軍卿より三条実美太政大臣宛公信「三条太政大臣へ山県陸軍卿ヨリ御雇医師セエンベルゲルニ付伺」〔処蕃類纂〕

単／七九八。

(52) 前掲注(6)、一九二～一九六頁。

(53) 明治七年十一月二十九日付蕃地事務局起案「支局病院長崎県庁へ引渡ノ儀」(二月八日決裁)『処蕃始末』第八六冊／單六八〇。

(54) 明治七年二月一〇日付大隈重信蕃地事務局長官より宮川房之長崎県令宛公信「長官ヨリ長崎県へ病者看護注意其外ニ付往束」『処蕃類纂』單／七六四。

(55) 明治七年二月二七日付宮川房之長崎県令より大隈重信蕃地事務局長官宛公信「宮川長崎県令ヨリ大隈長官へ病院接続方法ニ付来束」『処蕃類纂』單／七六五。

(56) 明治八年一月二五日付「宮川長崎県令ヨリ三条太政大臣殿へ病院保存見込ニ付歳費概計相添上申」『処蕃類纂』單／七九一。

(57) 明治八年二月二五日付「河田長崎県権参事ヨリ大久保内務卿へ長崎病院保存見込ニ付蘭医条約書相添復束」『処蕃類纂』單／七九二。

(58) 明治八年三月九日付「大久保内務卿ヨリ三条太政大臣殿へ長崎病院保存見込ニ付伺」『処蕃類纂』單／七四七。

(59) 八月二二日条、九月六・七・九・一〇条(日本史籍協会編『大久保利通日記』二(北泉社、一九九七年)。

(60) 前掲注(4)、四九頁。